

## 裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成30年9月26日（水）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所 岡山地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者等

司会者 後 藤 有 己（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 御 山 真理子（同 〃）

検察官 石 垣 麗 子（岡山地方検察庁検事）

同 曾根田 一 輝（同 〃）

弁護士 原 幸 徳（岡山弁護士会弁護士）

同 三 宅 翔（同 〃）

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 裁判員経験者

6 番 裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

4 議事概要

司会（後藤判事）

第1刑事部の裁判官の後藤です。今日は、どうぞよろしくお願ひします。

本日は、岡山地方裁判所において、裁判員を経験された方々の中から7人の方にお越しいただきました。お忙しい中、本当にありがとうございます。

この意見交換会は、裁判員裁判を経験された方にお越しいただいて、裁判員裁判を経験された上での御意見や御感想をお伺ひして、裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、この制度をより良いものとするために行われるものです。

本日は、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、この意見交換会に参加しております法曹三者の自己紹介をしていただきたく思います。

御山判事

第2刑事部の御山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

曾根田検事

検察官の曾根田と申します。経験者4番の方の事件について担当させていただきました。

本当に忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひ

たします。

石垣検事

検察官の石垣と申します。経験者7番の方の事件を担当させていただきました。よろしく  
お願いいたします。

原弁護士

弁護士の原と申します。経験者6番の方の事件を担当させていただきました。主任弁護人  
を務めました。今日は、忌憚のない意見交換をさせてください。よろしくお願いします。

三宅弁護士

弁護士の三宅と申します。経験者4番の方の事件を担当させていただきました。本日は、  
よろしくお願いいたします。

司会

最初に、裁判員裁判に参加しての全体的な感想、印象を、一言ずついただきたいと思いま  
す。その際には、担当いただいた事件の概略を説明させていただいて、御意見を伺ってい  
こうと思っております。

まず、経験者1番の方に担当いただいた事件は、いわゆる麻薬特例法の事件です。内容は、  
被告人が6か月余りの間、利益を得るため、多数回にわたって多数人に覚せい剤や覚せい剤  
様のものを譲り渡し、これを業としたといったものです。それとともに、覚せい剤や指定薬  
物などを持っていたこと、被告人自身が覚せい剤を使ったことも含まれているという事件を  
担当いただきました。

この事件は、「業とした」という罪に当たるかや、それから追徴金額をどうするのかとい  
うことが激しく争われた事件でした。比較的審理期間も長く、また、日常生活では、接する  
ことのない事件だったということもありまして、御参加いただくのが大変だったのではなか  
ったかと思えます。経験者1番の方から、裁判員を経験された感想、印象など、一言、お願  
いします。

1番

参加してみて、裁判に関して知らないこともあり、いろいろ勉強になったと感じています。  
身近にこういう事件があることには驚きました。

司会

経験者の2番の方と3番の方には、現住建造物等放火の事件を担当いただきました。精神  
疾患を有する被告人が死にたいと考えて、被告人の夫と同居していた自宅を全焼させてしま  
ったという事件です。この事件は、被告人が精神疾患を有し、責任能力の有無が争われた事  
件です。被告人の精神状態を鑑定した鑑定人の医師を呼んで、審理をしたということで、い  
ろいろ御苦勞もあったかと思えますけれども、裁判員を経験された感想等をお聞かせいただ  
ければと思います。

まず、経験者2番の方からお願いします。

2番

私は、刑事はもちろん民事の裁判も経験したことはなくて、法律には疎く、そういうこともありまして、正しい判断ができるかという不安はありましたが、このように裁判員に選任されるという機会も滅多にないことだと思いましたので、一生懸命、務めようと思いました。

裁判の内容と責任能力については、やはり精神疾患というところにポイントがありましたので、やはりその判断がとても難しいという印象です。

司会

それでは、続けて経験者3番の方、お願いします。

3番

私も初めて裁判員裁判に参加させていただいて、とても勉強になったことと、仕事柄、施設の方に行っていて、今回の精神疾患の病状や発症に関することなども、いろいろ勉強になりました。いろいろな面で役立てると感じました。

司会

経験者4番の方が担当された事件は、強盗致傷、道路交通法違反という事件です。内容は、被告人が自動車販売店から中古バッテリーを盗み出して、従業員に発見されたことから自動車で逃走して、その際、自動車にしがみついた従業員にけがをさせたという事件です。

この事件は、バッテリーを盗み出すところまでは被告人の妻と一緒にやった事件ということになっています。その他の事件、逃走時に自動車を無免許運転したことが一緒に審理されているという事件でした。

この事件は、基本的には量刑、刑の重さを決めるということであったと思いますが、運転行為に関して、危険性を示すため、どうやって運転したのかについて、目撃者の証人尋問もされたというふうに聞いています。また、被告人は、前科を有することもあって、前科についてどう考慮するのか、というポイントもあったところです。

それでは、経験者4番の方から経験してみての感想、印象などをお聞かせいただけますでしょうか。

4番

個人的には、事件の概要的に、割とシンプルな事件であったと思いました。内容についても、専門用語などはいろいろあったのですが、割と分かりやすかったと思ってます。経験したところでは、勉強になったという印象を持っています。

司会

経験者5番の方の担当の事件は、現住建造物等放火です。被告人が家族4人と同居してる自宅で、家族などと共に焼け死ぬことを決意して、灯油がかかったズボンに点火して家を全焼させた事件です。この事件も、事実関係は認めて、基本的には量刑、刑の重さを決める内容だったと聞いているところです。

放火の危険性の高さとか、最終的に刑を決めるのに、執行猶予を付けるのかということがポイントになったと思うのですが、経験者の5番の方から、経験してみての感想、印象などをお聞かせください。

## 5 番

私も初めての経験だったことと、法律も何も分からないので、いろいろなことが勉強になって、いい経験をさせてもらいました。この事件は、家族の不和が原因でした。雨降って地固まるではないですけど、裁判が終わった後には、家族みんな仲よく、ずっとうまくいくように願っていました。判決では、執行猶予が付いたことで、個人的には良かったと思いました。

### 司会

次に、6 番の方の経験された事件は、強制わいせつ致傷、窃盗未遂という事件です。被告人が深夜、路上を1人で歩いていた見ず知らずの女性にわいせつな行為をしようとして、背後から近づいて複数回殴るなどして、わいせつ行為をし、そのときに入手した被害者のキャッシュカードを使って、現金を引き出そうとしたという事件でした。

この事件については、被告人は事実関係を認めていたので、量刑が問題になったという事件でした。わいせつ行為自体の評価、この事件のわいせつ行為が重いのか、どの程度のものなのかが、かなり問題となるとともに、審理途中に被害者に300万円の被害弁償をしたという事実がありました。審理中に生じたということもあって、その被害弁償の意味ということも、かなり問題となったと思います。

こういった事件を担当していただいた6 番の方の感想、印象をお願いします。

## 6 番

裁判員に選ばれて、最初はどんなものかと興味を持って参加させてもらいました。やはり、参加して、とても勉強になったし、参加することが良い経験となることを、今後、皆さんに伝えていかなければならないと感じました。

### 司会

7 番の方の経験された事件は、強盗致傷、窃盗事件です。被告人が2人の事件で、被告人らが3回にわたり共犯者と一緒になって、スーパーでお酒などを万引きしたという窃盗と、同じように窃盗をした際に、保安員に捕まりそうになって、逮捕を免れるために保安員に暴力を振るい、けがをさせたという事件です。

この事件は、事実関係を争っている事件で、特に一番大きく問題になったのは、被告人らのうちの一方の者が被害者を蹴ったのか、蹴っていないのか、これが、かなり大きな問題としてありました。それを前提に、被告人らに強盗致傷についての共謀があるのか、ないのかというのが問題になった事件です。

本当に議論すべき内容が多い事件でしたが、7 番の方から、担当になった感想、印象などをお願いします。

## 7 番

2人の被告人がいて、その被告人が、自分が助かりたいという思いから、供述が途中で変わっていくという事件だったと思います。検察官が出された陳述メモなどを詳しく読んだり、また防犯カメラのコマ送りの映像を何度も何度も確認しながら進めていったと思います。特

に、検察官の論理的な資料の提供があったことと、それから、裁判官から一つ一つ私たちに分かるように説明していただいて、理解が深まっていったということが印象的でした。

司会

ありがとうございました。

かなりお褒めの言葉が多かったのですが、御批判といたしますか、こういうところはどうかだったのかということも、この場合は、本当に率直な意見交換会ですので、今後のより良い裁判員裁判のために、我々にとって耳の痛いことも是非御意見としていただければと思っているところです。

それでは、次に、分かりやすい審理及び評議についての御意見ということで、意見交換をさせていただきたいと思います。事件ごとに問題になった内容や難しさなど、いろいろあったのではないかと思います。

まず、経験者1番の方の事件は、先ほど申し上げたとおり、業として覚せい剤や覚せい剤様のものを譲り渡したという、日常生活からかけ離れた事件ですし、犯罪自体に現実感がなく、理解に困るようなことはなかったでしょうか。

1番

そうです。こういう事件は、正直、テレビでしか見ないし聞かないので、それでは、それが業としてされたのかどうかと言われても、そもそも身近な事柄ではないので、その辺の判断がつきづらかったということはありません。

司会

それに関連して、この被告人は結構詳細なメモを書いてました。何かスケッチブックを小さくしたものに、いつ何グラム入手したということが書いてあったり、何グラム売ったということが色分けしたりして書いてあったのですが、それを何度も見直しながら、どれぐらいの金額を被告人が得たことになるのか、それとともに何回ぐらい売ったことになるのか、そのようなことが問題となったところです。それについて、検察官も弁護人も、詳細な主張を双方されてたと記憶していますが、判断するに際して、検察官、弁護人の訴訟活動、何か気になった点などは、ありませんか。

1番

そのあたりは、最終的には売った額というよりは、仕入れた額から計算したので、双方の意見が詳細であったとしても、あまり気にしていませんでした。そのあたりの主張は、お互いの意見を出し合っていたということで捉えています。

司会

ほかに審理、評議で気になった点はございませんか。

1番

裁判官から随時の補足説明がありましたので特にありませんが、全体像を見る上で、事件の時系列がもう少し分かり易く表示されていれば、理解するのに難しいことはなかったかもしれないと感じています。

司会

ありがとうございました。それでは、次に2番の方と3番の方にお伺いします。この事件は精神疾患を有する被告人が犯した事件ということで、責任能力の有無が問題になりました。いきなり審理の最初から心神耗弱や心神喪失という言葉が飛び交う状況になりましたが、責任能力という概念や、心神耗弱や心神喪失という言葉の意味というのが、かなり難しいところであるというふうに思いますが、それに関する検察官や弁護人の説明、それから裁判所の説明は、どんなふうに感じましたか。2番の方からお願いします。

2番

検察側、弁護側から、いろいろ資料を提出していただいた内容に関して、理解して、見たつもりなのですが、まず、検察側から提出いただいた資料を見て気になった点としては、文字が多過ぎるというところですね。結構、よく見て、これだと、もうちょっと分からない、理解するのが難しい、資料を見た感じの印象です。そういうイメージが最初にあったのですが、ただ、内容に関しては、経緯等、被告人の背景等、その点について、分かりやすく記述されていたと思います。やはり、文字ばかりが目立つと、素人感覚でいうと随分と、堅苦しいところはあったと感じました。

あと、弁護側の資料に関しては、検察側に比べたらシンプルにまとめられていたのですが、逆にシンプル過ぎて、内容が薄い印象が残りました。ただ、実際に審理の中でいろいろと主張等されており、その内容については、どちらの言い分も理解できたところがあります。

司会

それでは、続いて3番の方も同じ質問です。専門的な用語について、分かりやすかったのか、分かりにくいものだったのか、その辺の率直なところはいかがでしょう。

3番

私も、2番の方と同じ印象でした。説明に関しては、検察官の話が長いと感じました。ただ、それ以上に、精神科医の先生が話された内容が、もう難し過ぎて、そこで理解することは難しいものでした。きちんと、丁寧に説明していただいているとは思いますが、ちょっと分かりませんでした。

司会

この事件は、起訴前に、捜査段階で被告人の精神状態を診断した鑑定人の方、つまり精神科医の方に法廷に来ていただいて、被告人の精神疾患や、被告人が抱える精神疾患だけではなくて性格的な傾向ということも、かなり詳細にお話をいただいたところです。ここでも、話が分かりにくかったということになりますか、2番の方はいかがですか。

2番

結果的に言うとう理解できましたが、最初のお話のところから結果までの間の流れ、そこでの専門用語が多過ぎて、正直、私も3番の方も含めてだと感じたのですが、担当した裁判員の皆さんのほとんどの方が「何をお話しされているのだろうか。」という感じが、実際のところはあったと思います。ただ、そういうところも裁判官のフォローもありましたので、最

終的には理解できたというところでは。

司会

私も一緒に担当した事件でして、精神科医の方がかなり早口でお話になったというのが、分かりにくかった原因の一つではないかと、もう一つは、正確にお話になろうという意識が強すぎて、違う言葉で分かりやすい説明をしていただけなかったと、そんなところがあるのではないかと思います。やはり、聞いていて難しいというのが率直な御意見ということでしたか。

3番

結果として、理解はできたのですが、最初がかなり難しかったと思います。最初から専門用語でお話されて、それが何なのか理解する間もなく、次から次へお話が続いていきますので、言葉を追うことに集中したのですが、理解する間がなかったような印象です。

司会

それは、最初にプレゼンテーション方式で一方向的に説明を聞いて、30分ぐらいでしたけれども、その後、検察官や弁護人が質問して、裁判所からも質問をしました。そういう流れで、流れの中で分かってきたという感じなのか、それとも、評議の段階で検察官や弁護人のいろんな指摘を踏まえて、裁判官とも一緒に話してる間に、ああ、精神科医の先生の言っていることはこんなことだったんだと、ようやく分かるというような感じになったのか。その点はどうでしょうか。

3番

裁判官と一緒に話している間に、評議になって、よく議論をして分かりました。

司会

それでは、続いて、4番の方が担当になった事件は、強盗致傷です。中古バッテリーを盗み出して、従業員に発見されたことから自動車で逃走して、その際、自動車にしがみついた従業員にけがをさせたという内容です。4番の方のお話では、比較的シンプルな事件で分かりやすかったということでしたが、蛇行しながらそれなりの距離を走って、その状況を目撃している方がいらっしゃり、その目撃状況について、弁護人は、目撃者の言っていることは本当ではないのではないかと、そんなに速い速度でもなかったし、対向車線にも、はみ出していないなど、いろんな話をされていたのですが、検察官、弁護人の主張内容というのは、それほど難しいものではなかったということでしょうか。

4番

当然、それぞれが主張されることに対して、それぞれに資料等を出していただいて、それを見ながら理解することができたわけですが、資料そのものについては、ビジュアルで分かりやすい資料もあったし、それなりの資料もあったりと、見た感じはそんな印象を受けました。

また、私も裁判員の経験は当然初めてなので、そういう場面で、検察官や弁護人が裁判員に理解させるために、主張するのに、しゃべるときの感じや、人を説得させるためのしゃべ

り方など、いろいろとやり方があると感じました。実際に経験して、そういう機会を得ることができたので、この経験は良かったと思います。

司会

引き続き4番の方にお伺いします。この事件では、目撃者による被告人の運転車両の走行状況を再現するDVDが採用して取り調べられましたが、これを御覧になって、よくイメージができたと思われたのか、それとも、それがなくてもイメージできたのか、その点はどうですか。

4番

確かに自動車学校のようなところで再現してますので、同じ場面かといえば、当然同じ場面ではないのですけれども、天候等を考えられて、こんな感じだったということで再現された。私はそれなりにそこまでよくやったというふうには思ってます。

司会

それでは、5番の方にお話を伺いたいと思います。担当になった事件は、被告人が家族関係を原因として、家を燃やそうと決意して全焼させたという事件ですけれども、先ほどの5番の方のお話からも、家族の不和というのが背景にあって、その点についていろいろ議論もされたと思いますけれども、被告人が犯行を決意するに至る気持ちなど、検察官、弁護人の主張等が分かりやすかったと思われるのか、ちょっとこの点はどうかと思われたりすることなど、何かあったでしょうか。

5番

正直、検察官や弁護人の主張に関しては、余り記憶に残っていません。お互いの主張が分かりにくいという印象はなかったもので、理解することが難しいということにはなかったと思います。ただ、会社の社長さんが証人で、証人のお話は分かりやすいものでした。

司会

家族関係を背景にした事件というのは、分かりやすいというか、自分も感情移入しやすい部分と、全然理解できない部分とが、いろいろ交ざるといふ気もしますが、その点で、こういう家族関係を背景にしている事件を担当して、その難しさだったり、むしろ分かりやすいというか、感情移入しやすかったということなのか、どんなふうにお感じですか。

5番

どこでもあるような家族不和というか、息子がお父さん殴って、それで腹を立てたお父さんが、家族の将来を悲観して、自宅に放火したというものでした。私の家庭では、そのようなことはありませんが、私にも息子がいますから、父親と息子の難しい関係を感じることもあります。それが理解できるので、感情移入したのだと思います。家庭不和があつて、悲しい事件が起きたということで、家族が円満に強く結び付くことを期待したので、本当に、被告人に執行猶予が付いて良かったということが印象に残ったこともあり、検察官の言ったことや弁護人が言ったことは余り覚えていません。

司会

この事件は、被告人が保釈中でした。身柄拘束されていなくて、普通に法廷に入ってきて、一見すると誰が被告人なのか分からないという感じになるのかなと思いますけどどうでしたか。

5番

はい。きちんと背広を着て、どこにいるんだろうかと思うような感じでした。法廷内でも、もう家族仲よくなっている感じでしたので、そこへ座っていたのが罰せられる被告人としては、違和感がありました。ですから、執行猶予が付いて、家族の絆が強くなればいいと感じたのかもしれない。

司会

ありがとうございました。

では、次に6番の方に担当いただいた事件ですが、被告人が路上で見ず知らずの女性にわいせつ行為をして、けがをさせたという事件でしたが、これは量刑が問題でした。わいせつ行為といってもいろいろあり、わいせつ行為の程度に関して、検察官や弁護人の主張がいろいろあったところだと思います。量刑を決める上での難しさや、検察官、弁護人の主張が分かりやすい、分かりにくい、そういった点について、お聞かせください。6番の方、いかがでしょうか。

6番

裁判の内容自体は分かりやすかったのですが、刑を決めるのに、自分の娘がそうなったらどうなのかという思いと、でも、まだ若い21歳の被告人だったので、立ち直るチャンスがあげたいという気持ち、そういう自分の感情が入り乱れていて、刑を決めるのにすごく悩みました。評議の中で、裁判官が「罪を犯したことに対しての罰」という発言をされたときに、考え方を少し変えてみて、頭を整理したところです。そういうこともあったので、刑を決める重みというものをすごく感じました。

司会

裁判官は、評議の中で刑を決めるときに、まず、事実、その行為について着目してくださいとお伝えします。基本は、やはり、被告人が行ったその行為ですからという、説明をさせていただいてるところです。それを踏まえた上で、どういう刑にするのかを議論をしているというのが実情だと思いますが、先ほど、6番の方のお話からすると、自分の娘がそうなったらと想像すると重い刑で、でも若い被告人だから執行猶予という選択もあって、検察官の主張も弁護人の主張もそれなりにすごく胸に響いてるのではないかと思います。検察官、弁護人の訴訟活動で、何か気になった点というのはありましたか。

6番

検察官のお話を理解することは難しいことはなく、すんなりと入ってきましたが、事件の内容的に弁護人が主張されるのは難しいかなと、どういった主張をされるのだろうと思って、それが意外と言いますか、弁護人の主張がすごいはっきりされてて、聞き入ってしまいました。

司会

たしか、先ほど少し御紹介したところで、突然というか、法廷で証拠調べが終わった後に、被害者が被害弁償金300万円を受け取るということで、判決にもその旨が記載されているのですが、検察官が言ってる内容、弁護人が言ってる内容を踏まえても、若干違う認定というか、受け止め方をしているところがあるのですが、そういうときに、検察官と弁護人が言ってること自体には納得できるという感じで理解されたのでしょうか。

6番

それは、言っていることには納得できましたし、理解しました。

司会

それでは、7番の方ですが、かなり難しい事件を担当いただいて、被告人が2人というだけでも、大変ですし、被告人らが万引きを継続して行っていたこと、強盗致傷にかかる万引き事件については保安員に見つかって、一人が捕まりそうになって、もう一人がそこに助けに入る。それで、助けに入った被告人が、最後の最後に被害者を蹴ったのかどうかというのが一番大きな争点でした。このような事件ですが、被告人両名の言い分のほかに一部を目撃していた証人の話があって、防犯カメラの映像が途切れ途切れでありますと、結構、難しい事件だと思うのですが、経験してみても、証拠の中身として、証拠が難しかったという部分もあったと思います。検察官、弁護人の主張について、何かございましたら、御意見をお願いします。

7番

検察側から出していただいた冒頭陳述メモには、被告人らがどんな様子だったのか、どういう位置関係にあったのか、どんな言葉を発したのかというのが図入りで示されており、それが時系列で示されていて、とても分かりやすかったです。また、論告メモも、防犯カメラの映像が取り出されていて、そここのところはどういう位置関係にいるとか、どんな姿勢でいるとか、供述とこういう点からこの映像と食い違う。それから、この映像から、この証言は言っていることが一致するということが分かりやすく提示していただいたので、非常に納得がいきました。

司会

対する弁護人のものというのは、どんな感じでしたか。

7番

弁護人の方の陳述メモも理解ができました。ただ、少し活字が多くて、具体的な写真や資料など、そういった見て分かるような、そういう証拠も示していただけたら、より分かりやすかったのではないかと思います。

司会

言い分が全く違う被告人両名がいて、事実をどうやって認定するのかという話の中で、やはり客観的なものが大事であるということで、防犯カメラの映像を何回も繰り返し御覧いただいたと思います。確か、検察官の証拠調べのときに何度か繰り返し見せていただいた部分もあったと思いますが、防犯カメラの映像、客観的なものを前提に、誰が本当のことを言

っていて、誰が違うことを言っている、こういう議論というのは、納得して、受け止められたということでしょうか。

7番

先ほど言ったことと重なると思いますが、検察官は、私たち以上に何度も何度も繰り返しコマ送りの防犯カメラの映像を見られていて、そこで、どの部分がどの証言と一致してるのか、どの供述は、映像と食い違っているのかというのを見付けられて、それを法廷で証明された。

司会

その意味では、検察官の主張もそうだし、証拠調べのあり方として、防犯カメラを何度も再生したというのは良かったと思われてるところですか。

7番

はい。映像の中で、ポスターが映っていて、その状況が隠れていた部分もありましたが、その前後関係の供述、その証言から、おそらく、流れの中で結果としてこうなったのだから、映像で確認できるという結論に至ったので、良かったと思います。

司会

ありがとうございました。皆さんに一通り具体的な事件を前提に、こんなところは分かりやすかったですか、分かりにくかったですかというお話や、検察官、弁護人の言い分、主張が分かりましたかというお話をさせていただいたところです。一通りお伺いしたので、裁判官、検察官、弁護士、御出席の方から質問があれば、是非伺いたいところです。

石垣検事

2番の方と3番の方にお伺いします。お医者さんの証人尋問がなされたときのことで、先ほどのお話で、なかなか法廷ではすぐに理解ができなくて、評議の中でいろいろ理解していかれたというお話がありましたけれども、法廷でまずお医者さんにお話をさせていただいた後に、検察官、弁護人がそれぞれまたお医者さんに質問をその場でして、私どもとしたり、できるだけお医者さんのプレゼンテーションというのがまず最初に30分ぐらいされた内容を、更に分かりやすくしたいという視点で質問をしていたわけなんですけど、やはりあの場で聞いていると、どういう視点で検察官が補充の質問をしているのかということが分かりにくかったということでしょうか。

3番

もちろん分かるところもあるのですが、分かりにくいところも多いので、正直、その後の評議の中で、言葉の意味や理屈などが、そういうところで分かってきたというのが私の感想です。

司会

2番の方どうですか。

2番

検察側の質問の意図については、私的には分かったので、理解できるものでした。ただ、

当日証人に立たれていたお医者さんの説明が、余りにも専門用語を多用した回答というところがあって、その印象がすごく残ってしまっていて、それでやはり何が言いたいのか、どういうことなのかという、その説明が分かりにくかったところです。ですから、プレゼンテーション能力という点で見ると、お医者さんが、そもそも法廷の場で説明する機会がないので、慣れていらっしやらないのかなと感じました。それで、そのあたりが分かりにくいところなんだろうかなというので、結果として分かりにくかったという印象がすごく残ってしまいました。

石垣検事

本来であれば、法廷の場でお医者さんの話と補充の質問とを踏まえて御理解をいただけるのが一番の理想ではあるので、その点では、私どもでも、もっとその場で理解していただけるように、例えばお医者さんに、もうちょっと専門用語に代えて、分かりやすい言葉をしてだけ使っていただけるように自分らが促すなど、その点での工夫も必要かと思います。

2番

ただ、検察官の質問は、分かりやすく、さらに分かりやすくというふうにはっきりさせたいという意図は感じられましたので、お医者さんとの意思疎通というところも、今後考えられるべきことなのかなと思います。

司会

ほかの方々はいかがでしょう。

三宅弁護士

経験者の4番の方にお伺いをします。先ほどDVDを見ての感想を述べられていたのですが、実際に見られたときに、重複になるかもしれませんが、そのときの感想をお伺いできればと思います。弁護活動に拙い部分があったのではないかと思うところ、DVDの映像があって分かりやすくなっていたとは思いますが、実際にそのDVDを見たときに、再現状況ではあったと思うのですが、その目撃者がどういうふうな状況で犯行再現をしたのかと考えられたのか、実際に被告人がこういう運転をしたのだらうと感じられたのか、それとも、別の感想を持たれたのかということをお伺いできればと思います。

4番

先ほども私が述べましたように、飽くまで再現ですので、同一条件、同一場面での再現では当然ないので、ほかの場面での再現ということです。それは理解しています。再現としては、理想的にはまるっきり同じ所で同じ場面と同じ時間でやれば一番いいと思うのですが、なかなかそれは物理的に難しいところがあって、こんな感じでこんなふうには走ったとか、こういうふうに見たとか見えたとかいうふうには、実際に私も車を運転しますので、どんな操作の仕方をしてどういうふうになるのかという、イメージ的にはかなり持ってたわけですけど、そのDVDを見て、こんな感じなんだなというふうには理解はしました。ただ、それが事実かどうかといえは、結構難しい面はあるかもしれないです。そのように捉えていました。

三宅弁護士

ありがとうございました。

司会

ほかの方々よろしいでしょうか。

それでは、引き続き次のテーマに移らせていただきます。次は、裁判員裁判に参加をいただいて、参加された裁判の経験として、負担感と、その負担面について伺いをしたいと思います。仕事上の調整が大変だったとか、参加してみて精神的にちょっとしんどかったなど、いろいろな感想、印象があると思うところです。

また、選任手続を午前中にやって、午後からすぐに審理に入るといった形の審理を経験された方と、選任手続自体は別な日で、公判を行う裁判は違う日から始まりましたという形で参加いただいた方もいらっしゃると思います。どっちがよかったかなど、そういう感想も含めて伺えればと思います。

1 番の方から順番にお願いします。

1 番

仕事面に関しては、私の場合は自営なので、都合が付きやすかったと思います。その後のスケジュールに関しても、あらかじめ案内等をいただいていたので、それで自分なりに仕事の段取りができてよかったのですけれども、これが会社員の方であれば、その会社との兼ね合いで予定がつきにくいとは思っているので、勤められてる会社に対しても、何か案内できるような形になればいいのではないかとは思いました。

精神面に関しては、いざやってみると、これはどうなのかな、あんなのかと考えてるうちに終わったという感じなので、そこまでの負担というのは正直言ってなかったです。

司会

1 番の方が経験された事件は、現にお越しいただく日にちが6日間という、それなりに長い期間であったことから、仕事の調整のお話を伺ったところでございます。

次に、2 番の方、3 番の方からも伺います。担当された事件は、5 日間お越しいただきました。

2 番

私の職場は全国的な会社、職場で働いておまして、比較的規模が大きいということで、裁判員制度の話をもらった時点で、社内のほうで周知されたものがありましたので、就業規則に裁判員制度に関する内容はほとんど定められていました。私自身は5 日間でした。この間、私は有給休暇を使うということはなく、出勤扱いということで裁判員に参加しました。私が勤める会社については、比較的理理解のある職場だったのではないかと思います。ただ、私は西日本エリアの勤務なのですが、西日本エリアで裁判員に選ばれたのは私が初めてでしたので、私の上司が、いきなりそういう話になったというので大分慌てたところがありました。それで、結構上のほうの上位の者に確認したりして、どうすればいいのかというところはありました。1 番の方がおっしゃっていたように、なかなか会社勤めという参加が難し

と思うのですが、やはり、より制度をもっと具体的に広めていく必要があると感じました。夏休みなど、結構、小学生が裁判見学で裁判所を訪れることがありますが、そういうことに関しては報道で見たりはするのですが、実際に裁判員に関わる方というのは、会社勤めの方が結構な割合を占めているというところがありますので、そのあたり、もっと周知できるようにアクションを起こしていただいたほうが、会社勤めしている人からすると出席しやすいということは思いました。

司会

それでは、3番の方、お願いします。

3番

2番の方と一緒にのですが、上司に告げると私が初めて選ばれた感じで、びっくりされて、とりあえず、有休ではなく公休をとりなさいと言われて、公休を使う形で参加しました。精神的にどういふうなものなのかという点では、インターネットなどで調べてみたら意見があり、それは勉強にもなりました。ただ、精神的な部分は、やはり気分も人によりますので、いろいろとあるのかなとは思いました。

司会

それでは、次に4番の方に伺います。4番の方に担当いただいた事件は、実日数4日間です。

4番

私も、2番の方と同様に、制度的に認められてますので、休みをとったりということはないのですが、仕事柄、決算がちょうど3月でして、正直、そういうのに関わっておりますので、こんなに日数を、それも3月にとって大丈夫かというふうに思ったのですが、自分で仕事の差配ができますので、それは調整して、何とか仕事面についての問題はなかったと思っています。会社も理解をしてもらっていたということです。

精神面について、事件の内容はそんなに難しい事件でもなかったもので、特に問題はなかったと思っています。

司会

次に5番の方に伺います。5番の方にお越しいただいた事件は、実日数4日間です。

5番

仕事面では、自宅で農業をしますので、私が抜けた分、息子と夫に私の分の仕事の負担がかかりました。以前も息子に通知が届いて、忙しいからと断りました。農作業のちょうど忙しいときでした。私には、通知が届いた時点で、今回が2回目に届いたものだったのです。このときは、一番忙しいときではないから、1回どんなものか参加してみようと思って参加したのですが、ちょうどたまたま家族愛みたいな裁判だったので、いろいろ勉強にはなったのですが、実は、裁判員制度には反対です。精神面もありますけど、私が勉強不足で、そういう裁判とか法律について全然無知なもんですから、いろいろと裁判所の方に教えてもらって、勉強になってよかったのですが、本来は少しそういうのは無理ではなかったかと思

いました。

司会

なるほど。ありがとうございました。そういう意見を持っておられても、本日、お越しいただいて、発言してくださり、本当にありがたいと思っております。

それでは、次に6番の方に伺います。経験された事件も、4日間お越しいただいたという事件でした。

6番

裁判員に選任されて上司に報告しましたら、上司におめでとと言われてました。私の職場も恵まれていまして、届け出を出せば出勤した形で特別休暇という形でできます。職場のスタッフにも理解してもらって、気持ちよく参加させてもらいました。裁判員裁判に関して、精神的な負担は何もなかったのですが、職場の若い子に選ばれたことを告げたときに、私もやってみたいと言われたのですが、これは、選ばれないとできないことですので、一生選ばれないかもしれないという話もしました。ただ、やはりそういうやってみたいという人がいれば、そういうようにできるようなシステムがあってもいいのではないかと思います。

司会

ありがとうございました。それでは、次に7番の方に伺います。6日間お越しいただいたという事件でした。

7番

私も、特別休暇の制度で、特に何も支障はありませんでした。参加させていただいて、評議などするときに、裁判官3人の方が絶えず我々の体調を気にかけてくださって、クーラーがきき過ぎではないですか、逆に、暑くはないですかなどと心配してくださり、また精神面でも、「もう、ここ（裁判所）を出たら忘れてくださいね。」というふうに、非常に気遣っていただいて、とても心強かったです。

また、評議以外の場面では、とてもユーモアのある方々ばかりで、明るい話題を提供してくださって、楽しく参加できたと思います。

それから、裁判所に勤めておられる職員の皆さま方も、お見送りをしていただいたりとか、いろいろな面で配慮いただきまして、とてもありがたかったと思います。

司会

ありがとうございました。一通り伺ったのですけれども、選任手続、選ばれるための手続をやる日と同じ日にすぐに審理に入った方と、別日になった方と両方いらっしゃるという話をさせていただいたところですが、率直に言ってどっちがいいかと思われるのか。同じ日にすぐ審理に入られたのが4番の方と5番の方で、そのほかの方々は別な日から審理に入ったのですけれども、仕事の調整や心の準備などで、やはり別日がいいとか、むしろ短いほうがいいので、その日にすぐ始めてもらったほうがいいという、いろいろな意見があるところかと思うのですが、ざっくりと言うとどっちがいいですか。

4番

私は同一日ですけど、サラリーマンですし、やはり合理的に考えれば、同じ日に一気にやってしまうというほうが良いと思います。実際に参加者は、30人ぐらいだったと思うんですけど、その中で6人の裁判員を決めますということでした。何となく雰囲気的に、自分が選ばれるだろうと予感していたので、それで心の準備などもそれなりにしていたので、よかったと思います。

司会

5番の方、いかがでしょうか。

5番

私も同じ日でよかったと思います。1日でも日が延びると、農作業は日にちが1日遅れたらすごいことになるので、短いほうが良かったです。

司会

なるほど。ほかの方々はいかがですか。別な日でやった経験だけども、その日にやっても別に問題ないという感じでしょうか。それとも、仕事の調整をその日帰って午後つけたので、別日のほうがよかったという意見の方もいらっしゃるかもしれません。どうでしょうか。

1番

別の日がいいです。

司会

1番の方は別日がいいということですが、どういった理由ですか。

1番

選任だけだと、仕事をちょっと抜けて来れるのですが、その後もまた続くとなると、正直選ばれるかどうか分からないので、仕事の段取りをしてあげればいいのか、選任だけで終わるのか、ちょっと分からない状況ですから、やはり別日というのが、仕事の調整を考えたらいいとは思っています。

司会

なるほど。ほかの方々はどうですか。

2番

結果的に、選任してそのまま始めるというのは、心の準備で、少し難しいかもしれません。私が担当させていただいたのは現住建造物等放火で、正直言うと殺人事件に比べたら、気持ちとしては楽なところはあったと思うのですが、これが仮に殺人等になるのであれば、やはり当日いきなり裁判員裁判に入るのは心の準備がないということが一つあると思います。ただ、確かに4番の方がおっしゃられていたように、とにかく短い日数のほうが、仕事会社勤めしてる人間からしても負担も少ない。だから、何とも結論としては多分出すのが難しいです。これは、多分制度的に難しいところだと思います。

司会

3番の方、お願いします。

3番

最初に名簿に載りましたという通知が届くのですが、それでは、まだ、裁判員裁判に携わるのかどうか分かりませんという通知でした。その時点で、私は上司に伝えました。まだ分かりませんが、こういう通知が届きましたと。実際に裁判員裁判に携わるのは、1年間の間ですから、この次に、また封筒が届いて、候補者に決まりましたと。決まりましたので、裁判所に来てくださいと。その間の期間というのはどうなんだろう、本当に呼ばれるのだろうかという、そういうところで不安定でありました。2回目に通知が届いたときには、これは決まったんだなというのが分かって、上司にきちんと伝えることができました。ただ、今回の裁判の日にちにしても、少し間があったので、忘れていました。それはどうなのかとも思いました。

司会

先ほどおっしゃっていたのは、翌年の裁判員候補者名簿に載りましたという連絡がまず最初に届いて、その後、この事件で候補者に選ばれましたというのが、また後で通知が届くことになるのですが、そういう制度だということ自体が、おそらく、皆さんになかなか御理解いただけてないというのが聞きながら分かったことでございます。ありがとうございました。

仕事面、精神面の負担に関する意見等について、裁判官が一番考えてる、頭を悩ませているところかもしれません。

それでは、最後のテーマになりますが、最後に皆さんからお一言ずつ、これから裁判員となられる方へのメッセージをいただきたいと思います。先ほどから裁判員裁判についての広報に関して、認知度が余り高くないような御指摘もいただいているところですので、是非、裁判員となられる方へのメッセージをいただければと思っております。

1 番

私が今回参加させていただいて、感想は参加してよかったと思います。理由とすれば、当然知識が深まりますし、知らなかったことに関しても随時教えていただいて、何よりよかったのは、担当していただいた裁判官に、裁判員の意見を結構くみ取ってもらって、いろいろと議論できたことだと思います。そういった意味で、自分なりの考えというのをくみ取っていただける場と勉強の場ということで、本当に裁判員裁判に参加してみてよかったと思います。

司会

ありがとうございました。

2 番

私も、実際に参加してみて、すごくよかった。いい経験をさせてもらったと思っております。裁判の話ではないのですが、評議の段階で裁判官がおっしゃられたことで、「いろいろと裁判員の意見を聞いて、自分の意見等あるけれども、それも変えてもいいんですよ。」と、「考えを変えてもいいんですよ。」というところが、すごく印象に残っています。人は普段生活してる中で、自分の意見が正しいと思って物事を考えたりすると思うのですが、そうい

う考え方も一理あるのですけれども、少し引いた眼で見ると、そういう考え方も生活していく上では大事なことだと。そういうことは、裁判だけではなくて普段の生活においても活かせるところもあると思いました。すごく印象に残った言葉でした。

裁判員に実際に選ばれると、すごく心配なこと、不安に思われることもあると思います。ただ、一緒に選ばれる方も同じような気持ちを持っていらっしゃると思います。7番の方が先ほどおっしゃられたのですが、一緒に選ばれた人とコミュニケーションを取ることができて、私が担当したときも、やはり、皆さんでぎくばらんに話をしたりというのがあって、審理は審理、評議は評議で、そういうところはメリハリをつけることができました。気負いせずにできる場所だと思いますので、選ばれたからにはしっかりやっていただければというふうに思っています。

司会

引き続き3番の方をお願いします。

3番

私も最初はできるのだろうかという感じで、辞退したいと思っていました。正直な気持ちがそういう気持ちであったのですが、参加してみて、裁判官、検察官や弁護士の方を見て、裁判はテレビでしか見たことなかったもので、皆さんの仕事に対する姿勢なども直に触れることができて、すごい勉強になりました。今後、裁判員として参加される方には、積極的に参加していただきたいと思います。

司会

ありがとうございました。

4番

結論を先に申し上げますと、是非参加していただければと私は思います。ところが、私の周りには、こういう話を職場や、家族で話しているときに、「よかったね、じゃあ私も参加したいね。」と言う人は、残念ながら誰もいません。皆さん、私はなれない、私はできないから断る、そういう人ばかりでした。ですから、どういうことかと言えば、多分誤解されていると思います。おそらく、裁判だから、一切が秘密であり、しゃべったら駄目という感じ、秘密主義とか何かそういうイメージを、やはり世の中の方は持たれてると私は思っています。それで、ここに参加された7人の方については、すごい勉強になってよかったというのを先ほどから聞いていまして、それでは、もう一度選ばれたら参加しますかというのを聞いてみたいと思うのですが。私は間違いなく参加します。ただ、勉強になったけれども、もうやりませんという方もいるかもしれないですけど、それはそれで個々人の考え方だと思うので、特に責めたりできないのですが。今後、私の人生において、こういう経験というのはほかにはできないと思います。だから、物事を前向きに考えれば、すごい貴重なことだと思いますので、是非前向きに考えて参加してほしいと思うところです。

司会

ありがとうございました。では、聞いてみましょう。もう一回選ばれたら参加したいかど

うか。参加してもいいと思う方、挙手をお願いします。（7人中6人が挙手）

なるほど、ありがとうございました。

5番

私は、参加して勉強になったし、担当の裁判官が女性の方でした。検察官はほとんど男性の方だと思っていたのですが、女性の方がいらっしゃいました。女性の方がいらっしゃったことで、親しみやすかったです。また、評議室の中でも理解しやすい環境があったと思います。もちろん、男性の方も優しくかったのですが、女性の方がいらっしゃったというのがすごく心強かったです。ただ、私には法律の勉強や、そういうことが全然無知なので、教えてもらって参加して勉強ができてよかったと思う反面、専門の人が裁判に携わったほうが、よりよい結果が出るのではないかとも思っています。

司会

6番の方、お願いします。

6番

裁判員に選ばれて、辞退するという気持ちは一切ありませんでした。やる気満々で、やはり誰もが経験できることではないのに、選んでもらったという気持ちで参加させてもらって、本当に、全く法律は分からないので、勉強になったかどうか分からないのですが、本当にいい経験をしたと思います。友人にも伝えて、裁判員に選ばれたら絶対拒否しては駄目だと、参加しないと駄目だと。何がいいということは、言葉ではなかなか伝えられませんが、絶対参加しなさいと訴えていきたいと思います。良い経験になることは間違いないです。周りで選ばれた人がいたら、何が何でも参加しなさいと伝えたいと思います。

司会

ありがとうございました。

7番

参加させてもらってよかったと思っています。裁判というのは全く身近でなかったのですが、実際にこのように行われるということが知れて、そして裁判官、検察官、弁護士、いろんな方と知り合うことができ、その仕事の大切さとか苦労も、少しながら感じることもできました。

また、今度は逆に考えてみますと、裁判官、検察官、弁護士も、このような一般人の考え方や意見というのに触れて、ああ、そういう考えもあるのかとか、そんなところは気付かなかったとか、そんなところを見ていたのかというのも、ひよっとしたらあるのかと思います。ということは、お互いに自分を見つめ直すよい機会になったのではないかと思います。

私も参加するまでは不安なことが多かったのですが、裁判員になった一人一人に分かりやすくかみ砕いて説明してくださるとともに、また一人一人の意見を大事に聞いてくださって、みんなが自分の思いを言えて、みんなでこの裁判を仕上げたという感じがして、とても印象的でした。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。一通り、これから裁判員となられる方にメッセージをお聞きしました。すごく心強いお言葉をいろいろいただいたとされているところです。

予定していた内容は終了しましたが、最後に、この意見交換終了に当たって一言ずつ検察官、弁護士、裁判官からの感想や今後の抱負でも構いませんのでお願いします。

#### 石垣検事

本日は、貴重な御意見を本当にありがとうございました。お褒めのお言葉もいただきましたし、率直な厳しい御意見もいただきました。7番の方の御経験された防犯カメラを使った事件は、科捜研に防犯カメラのデータを鮮明化してもらおうということをやって、単純に動画として流すだけではなくて、今後説明していく上でより分かりやすいように、コマ割りのファイルを1個ずつ作って、コマ割りで見れるようにとか、かなり、いろいろ工夫をしてみた事件でした。それが裁判で判断する際に役に立ったということをお聞きして、本当によかったと思っています。あと、検察官の資料の文字が多いということと、その説明が長いということは、どうしても私どもたくさん話したいことが、いざ準備するとどんどん出てきてしまって、これも聞いてほしいということで、どんどん準備してしまうのですが、やはり初めからそれをやっても、よく分からないというのが正直なところなんだということは、大変参考になりました。今後のよりよい裁判ができるように活かしていきたいと思います。

#### 曾根田検事

本日は、貴重な御意見を本当にありがとうございました。皆さんがいろいろ御苦労されて裁判員に参加していただいているということも承りました。特に、先ほども少しお話に出ましたけれども、作成する資料もボリュームもかなりあると思うのですが、分かりやすい資料というものはどういうものなのかということについてもっと検討、あるいは吟味して、より理解が深まるものを追求していきたいと思います。本当に、今日はどうもありがとうございました。

#### 原弁護士

本日は、お忙しい中、意見交換会に参加していただきましてありがとうございました。日頃、裁判員の皆さん、経験者の皆さんと弁護士が話をする機会はありませんので、こういった貴重な意見を聞いて、自分の弁護活動を振り返ることができることを、とてもありがたく思っております。私が担当させていただいた事件については、身近な事件でありつつ、自分の家族がどうだったら、自分の家族だったらというところが非常に考えさせられる事件でして、その中でも若い、事件当時二十歳になったばかりの被告人でしたので、そういった被告人の更生と反省が裁判員の皆さんに少しでも分かっていたらという目的を持って弁護活動に当たらせていただきました。本日、6番の経験者の方から貴重なありがたい御意見をいただいて、一つ弁護人としてその目的が達成できたと思っております。今後ともよろしくお願いします。

#### 三宅弁護士

本日は、貴重な御意見をありがとうございました。今後、このような事件が起きなければ

いいとは思ってはいるのですけれども、実際に事件は起きてしまいます。その場合には、きちんと弁護活動ができるように、皆さんの貴重な御意見をきちんと活かしていけるようにと思っております。本日は誠にありがとうございました。

#### 御山判事

本日は、御多忙の中、このような経験者の意見交換会に参加していただきまして、ありがとうございました。

この制度は、いろんな経験ですとかいろいろな考えの方に参加していただいて、そしてそれぞれの角度から議論していくということが大切でございます。その中で、今日は参加していただいた方は裁判員として選任されたわけですけれども、候補者の中には、やはり仕事が休めない、御家庭の事情で参加できない、そういった方もいらっしゃることでございますので、やはり参加しやすい制度というのは、どのようなものが求められているのかということ、これからは考えていかなければいけない課題だと思います。今日は貴重な御意見をいただきましたので、それぞれできる限り反映させて、よりよい制度にしていきたいと思っております。今後とも御協力のほど、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

#### 司会

本当に、こうやってお越しただいて意見をいただくというのはありがたいことだと痛感した次第です。ありがとうございました。また、私がやらせていただいている裁判員裁判のときには、必ず最後に、皆さんは裁判員をやられたので、今後5年間は辞退できますが、辞退せずに、今度当たったら必ず来てくださいというお話をさせていただくのですが、もう一回当たったらどうしますかと言って皆さんに手を挙げていただいて、非常によかったなというふうに個人的には思っている次第です。

やはり、こうやっていると御意見を伺って改めて思うのは、皆さん一人一人いろんな御事情を抱えた中で御参加いただいているということを痛感いたしました。皆さんにできるだけ負担をかけることのないように、審理期間を短くして、いろいろな方に御参加いただけるという制度を、今後もそのことを忘れず、この制度を運用していきたいと思つた次第でございます。本日は、どうもありがとうございました。

#### 総務課長（進行）

経験者の皆さん、お疲れのところ大変恐縮ですけれども、引き続きまして報道の記者の方から経験者の皆さまに質問をさせていただく時間を設けさせていただきたいと思つています。記者の方、よろしくお願ひいたします。

#### 記者（A社）

今日はありがとうございました。経験者の方から裁判員に参加してよかったという意見や、裁判員の通知が届いたら是非参加してほしいという意見があり、私も参加してみたいと思つていました。そして、周囲の人たちにこの経験を伝えていくことも大切だという意見もあったのですが、それを伝えていく中で、裁判は秘密主義みたいな話がありました。守秘義務が課せられることで、周囲の人たちに自分たちの経験を伝えていく中で、守秘義務が壁になって、

これも伝えたいんだけど伝えきれないというような、そういう経験があったら教えてください。6番の方は、何か守秘義務があって、周りの人にこれも伝えたかったのだけれども、伝えられなかったというようなことがありましたか。

6番

守秘義務が、どこまでが守秘義務かというのが難しいので、裁判員になって参加したという話はしましたけれど、そこから先、どこまで言っているかということは、詳しい内容は何も言っていません。詳しいことを伝えることは難しいと思います。でも、参加してよかったというのは、誰に会っても伝えていきますので。やはり内容は聞かれますけど、それは言えないということで、詳しい内容は話してはいないです。

記者（A社）

参加してよかったというのは伝えることはできるのだけれど、どこまでが守秘義務かどうかというのは分からないので、ブレーキをかけるところもあるのかなというところでしょうか。

6番

そうですね、はい。

記者（A社）

分かりました。

記者（A社）

先ほど、資料の作成についていろいろ話されたと思います。検察側と弁護側それぞれ冒頭陳述で、メモという形で書類を出すと思うのですが、どうしても検察側のほうが分かりやすいという意見が、これまでも裁判員の方からよく寄せられていました。今回の実際の経験を踏まえて、弁護側の立証について改善点ですとかアドバイス、何か気になったことがあれば教えてください。

4番

書類の分かりやすさについての印象は、先ほど述べたとおりです。ただ、私の場合は検察官が2人、弁護人が1人という、数的にはそうでした。やはり1人より複数の人のほうが、いいのかなと。制度的にそういうことはいろいろ制約があると思うのですが、ただ同じ数のほうがいいのかなというふうに、実際経験してみてそんなふうに思いました。

記者（A社）

ありがとうございました。

総務課長（進行）

それでは、報道の方の質問も以上でございますので、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間にわたり、皆さんどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

以上